

第4回御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会議事録要旨

1. 日時

平成21年3月23日(月) 15:00~16:45

2. 場所

御嵩町役場北庁舎3階大会議室

3. 内容

(1) 報告

- ・第3回検討委員会議事録について
- ・第3回傍聴者からの意見について

(2) 議事

議題 計画地利用指針策定のための基本的な考え方について

4. 第3回検討委員会傍聴者の意見内容

- ・委員会で廃棄物・産業廃棄物・処理場の共通認識(定義)が必要である。
- ・利用指針について、利潤を得るために事業を計画し、取得したことを念頭におくべきである。
- ・寿和工業と地権者との滞っている契約を解決するため、農地転用の解決する方策をオープンに検討するべきである。
- ・資料が要約されたものしか配布されず、委員の方々の持っていた資料を見せていただきたかった。
- ・前回のご意見メモで事前のモニタリング調査の必要性を説明していただきたかった。
- ・指針の第一義は寿和工業が支払った資金回収に協力すべき案を立案することである。
- ・委員会の意見は現存する「みたけの森」「中山道御嶽宿」の第二の施設を造ることの発想でしかない。御嵩町は亜炭坑問題等、多額の資金需要が必要であるので、環境にやさしい公的施設の誘致の道を指針に織り込むべきである。
- ・基本的には御嵩町と寿和工業の利益追求を指針の基本におくことである。
- ・寿和工業の資金回収のために環境都市構想が策定されたことは明白で、これがなくなると今環境一方から他の方向へ舵をとることが必要だと思う。
- ・各委員はもっと資金回収という基本を考えて意見を出してほしい。
- ・小和沢地区は人口密集地から川や山で隔離されており、なおかつ道路のインフレも整っており、施設誘致地域に適している。社会に貢献するとともに、町の財政を好転されるため、更生保護施設の誘致、社会復帰促進センターの立地誘致、刑務所、拘置所の誘致をする。

5. 基本的考え方(案)に対する委員の主な意見

- ・委員会が指針をまとめる際に、委員会としても、基本的考え方(案)の中で、町民参画を保障しなければならないと言っている。そうであると、本当にこういうスケジュールで果たして出来るのかを懸念している。
- ・この間の協議の中で、今度、指針を策定する委員会を再度招集することは、現実的なのかどうかという観点に立ち返った時に、この委員会によって指針の策定をしていくことが、現実的かつ誠実な回答であろうという認識に至った。その際に、可能な限り住民の皆さんからご意見をいただく。そして、委員会によって指針を策定し

- ていく。それに、有益な町民の皆さんの情報提供をいただく形での参画の道は、ぜひ可能な限り追求していきたいと思っている。
- ・町民参画の保障が基本的考え方（案）で明確にうたわれている以上、このことを全面的に重視するということを主張したい。だから、8月頃に利用指針を出すことにはこだわらざるのをやめるべきだ。
 - ・今までの意見も盛り込まれており、これからの指針策定に向けて、すごくいいものが出来上がった。
 - ・この委員会が今後、策定される指針に基づいて計画されるものについて、どう関与していくのかを明確にしたほうがいい。
 - ・「第4、計画地での産業廃棄物処分場の是非」のところ、ここがほぼ基本になってくると思う。この表現だとまだどちらなのか、よくわからないので、指針を作るうえにおいても、ここがキーワードになってくると思うので、はっきりさせておいたほうがいいと思った。
 - ・委員それぞれの意見ということで、提出をさせていただいたものが、すっきりした形で、しかも、相当高度な表現でまとめられたことは、方向が出されたと理解している。どう対処していくかという、そこへ到達できることが出来ればいいという感じを持っている。
 - ・非常によくまとめていただいたと思うが、基本的考え方（案）について、もう少し住民の意見を聞ける時間がいただければありがたいと思っている。
 - ・4の「産業廃棄物処分場問題に大きな影響を受けた旧小和沢地区住民の思い」の「大きな影響を受けた」の部分は、住民に対しては、まだ完全に解決していないので、「受けている」という表現が正しいのではないか。
 - ・平らな地域を造った場合、一番簡単なのは、丸山ダムの嵩上げ問題がある。その残土処理が3キロとか4キロとか離れた所に持って行って埋める計画があるようだが、これを500メートルもない小和沢地区に持っていくのがよっぽど早い。
 - ・すごくきれいにまとめていただいているが、ただ、公園にするとかそういうことだけでなしに、もう少し幅広く考え方をまとめていったほうが、この委員会の意見としてはいいのではないか。
 - ・以前から里山の上手な保全の仕方、集落文化の継承、あのまま山を大事に残しながらやっていくのが一番いいのではないかと常々思っている。自然のままを上手に維持していくことに、うまく持っていければいいのではないかと思っている。
 - ・基本的考え方（案）について、事業者が主体となってという意味合いにとれるが、もう少し、町とか県の関与を入れていただくわけにはいかないのかと思う。
 - ・単に、自然というといろんな考え方、見方があるので、指針は、町の環境基本計画の指針も念頭に入れながら、極論であるが、まったく手を入れない、人の手の入らない原生林のようなものも自然であるので、そういったことも考えていいのではないかと思っている。
 - ・今まで三者が対等な立場ということで、どの文章にも書いてあったが、町民、事業者、御嵩町の三者が対等な立場に立ってと簡単に言うが、なかなか町民の中にも今までの経緯があって、住民投票の時に運動をした人だけが正義のような風潮がすごくある。そういうことも、しっかり町民の方がわかっていたかかないことには、この対等ということには、なかなかないかと思う。そういうことも念頭におきながら、住民との交流とかも考えていかなければならないと思う。
 - ・「第4、計画地での産業廃棄物処分場の是非」のところ、産業廃棄物処分場とは、一体何であるのかが一番のポイントではないかと思う。
 - ・「今後とも、旧小和沢地区において産業廃棄物処分場を設置しない」ということが

最終処分場に限定された話なのか。いろんな持ち込みをすべて、出来なくなってしまうということか、また、法律的にどう定義するかということもあると思うが、このところを明確にしないと指針が出来なくなってしまう。

- ・「しかし、本委員会は、一般論として同施設や同分野の産業立地について、その是非を協議することを目的としていない。」ということで、ここが少し曖昧なように思う。実際、指針を決めていくときに、まだ、産業廃棄物処分場のはっきりとした定義を行っていないということは、一応認識しておいたほうがいいのではないか。
- ・産業廃棄物処分場が一体何であるのかの議論は、指針を作るまでには必要ではないかと思っている。
- ・「第4、計画地での産業廃棄物処分場の是非」のところ、「今後とも旧小和沢地区においては、産業廃棄物処分場を設置しないという前提で取り組まなければならないと考える。」という文章を入れていただいたことは、大変ありがたいと思っている。その前の「第2、地形の形質変更の是非」のところ、「今後策定される利用指針は、具体的利用分野の協議に伴い生まれる地形の形質の変更の有無又は程度、方法に関しても言及する必要がある。」と述べてあり、このままいくと、「第2、地形の形質変更の是非」と産業廃棄物処分場に利用しないということが、矛盾を生じてくるのではないかという気がするが、このことをきっちりと議論する必要があると感じた。
- ・町民参画の保障という観点は、どのように実現するかという方法を基本的考え方の成文を作る際に、もう少し詰めなくてはいけないと思う。
- ・これまでの経緯をもう一度考えなくてはいけないと思う。地元住民のこれまでの関わり方の濃淡もいろいろとあると思うし、感情もあるので、この辺がいわば科学的方法論としての住民参画の方法で、漠然とやることによって、また、新たな問題を引き起こすことはあってはならないと思う。
- ・第4回の委員会までにおいては、「第4、計画地の産業廃棄物処分場の是非」では、中間処理施設と最終処分場のこの両者を含むのか、それとも、最終処分場だけを言うのかということをもぐっての委員間で共通認識に至っているとは思っていない。
- ・時間の問題というよりは、住民参画についてどういう方法がいいかを委員と町にもよく意見を聞いて方法を探ってみたいと思っている。時間がタイトであるということであれば、検討しなければならない。
- ・他の関連事業との関係性があるとか、この利用計画を作り実施していくのは、事業者であるので、事業主体となる事業者の意見もよく聞かなければならないと思う。関係する機関、構成者の意向を踏まえて、まとめていかなければならない。
- ・事業者の事業主体としての姿勢を強調するあまりに、町、県の公共関与が少ないとの指摘があったが、町の協力並びに県の支援という表現を使い分けて関与を明確にした。それから、この委員会が指針策定を担うことからして、この委員会の指針策定並びにその後の指針に基づく利用計画の策定、事業実施に向けて関与するという姿勢を書いた。そういった点では、二重の関与ということを含めているつもりであった。
- ・「本委員会は、一般論として同施設や同分野の産業立地についてその是非を協議することを目的としていない。」と書かれているが、これですべて言い表しているのではないかという気がしている。基本的に事業者が断腸の思いで、今日の結果となっていることは、住民投票での80%の反対を尊重していただいた。そういうプロセスを経て、三者の白紙撤回に持っていったのではないかと思う。
- ・ちょっと勝手な言い分かもしれないが、事業者が主体となって、社会的に持続性ある何かを県、御嵩町のサポートでやるのが、一番の名誉回復ではないかと思う。この文章で十分意を尽くしているのではないかと思っている。

- ・この問題に対して住民参画とは、どういうものをイメージされているのか。もし、イメージされているのなら、どういうことなのかを教えてください。
- ・住民参画の仕方はいろいろ考えていかなければならないと思う。従来の例えば町内会長に意見を聞く。町内会から意見をあげていただくだけではなくて、よくやられているのは、ワークショップ形式。そういうのを各地で開いていくのが、一つのやり方である。その時に出来るかどうかかわからないが、委員がファシリテーターとして参画していく。ただし、参画の仕方は、多様なやり方を想定すべきであろうと思っている。
- ・今まで住民参画をいろいろ経験してきたけれども、そののちを含めても、資料4のスケジュールはやはりきついただろうと思う。多様な住民の声を聞かなければならないのであるから、このスケジュールはやはり無理だろうとあらためて、指摘しておきたいと思う。
- ・基本的考え方(案)についても住民の意見を聞いたほうがいいということ言えば、委員会が詰めるというよりは、住民参画の中で、もう少し考えをクリアにしていく。基本的考え方は、今の段階ではこの程度でいいのではないかと思う。
- ・基本的考え方を三者に対して提出するまでの限られた時間の中で、何某かの方法で意見をいただくことはやぶさかではないが、この案の取りまとめは、この委員会で責任を持ってやり遂げたいと思っている。それから、今回の表現の中で、住民という言葉は使っていない。住民投票という専門用語は使っているが、町民という表現にすべて統一した。住民という言葉が非常に普遍性を持つということもあるので、あくまでも、町民ということに限定した。
- ・この問題に関しては、町民の参画は、とても大切なことではないかと思う。この場所のことに関しては、町民はとても関心度は高いと思う。そういう意見を重視することも、大事ではないかと思うので、その期間が短いということであれば、若干延ばしてでも、町民の意見は、重視していく必要があるのではないか。

6. 質疑

Q委員

- ・「御嵩町は、町有地に係る都市計画法上の回答を放置したことを重く受け止め」とあるが、この部分は、変えていただきたい。町が町有地の売買協議に応じないことだけが原因で、その許可申請が止まったのかどうか。

A事務局(町)

- ・「疑問と懸念」、「住民投票」とかいろいろな関係の中で、都市計画法第32条の協議が、昨年3月に三者会談で和解を得るまで、町としての意思表示はして来なかったもので、こういった文面で、「放置したことを重く受け止め」と書かさせていただいた。

Q委員

- ・都市計画法第32条の協議だけの理由で、県がその許可申請をずっとストップしていたことは、県としてはどういう解釈をしているのか。

A事務局(県)

- ・町に対して、都市計画法上の回答を求めていたということで、その回答が町からなされていなかったと理解をしている。

Q委員

- ・御嵩町内の大久後に産業廃棄物処分場があり、計画地とは関係ないが、近隣にあるということで、そこは平成12年に処分場の埋め立ての予定時期を過ぎており、本来ならそこを修復して、土を埋め戻して、もとの形に戻して、もとの形態に戻

すということにしていかなければならないが、そのところをお答えいただきたい。これに関しては、委員会の議論とは関係ないことであるので、次回とか機会のある時に、回答をいただければ結構である。

A事務局（県）

- ・一度調べさせていただいて、回答させていただく。

Q委員

- ・タイミングの問題であるが、最初から9月に締めなくてはいけないということで、何かあるのか。町民の意見聴取という案が出てきた場合に、そうしたものに对应していくのに、中間報告もそうだが、少し間を置いておくということで、特に、締め切りがなければ、時間を置いてもいいと思うが、事業者、町、県なりが、最後の締め切りのところは、ここではないとまずいということがあれば。

A事務局（事業者）

- ・事業者としては、一日も早く第三者の関わる案件もあるので、指針として示していただければありがたいということである。ただし、何月何日までに、具体的な理由があって締め切りがあるということではない。

7. 今後の進め方

第4回の委員会での意見を整理して、委員長、副委員長、事務局の最終判断をもって、町のほうはホームページで内容を公表して、意見をもらうことにする。中間報告は、なるべく早くということを進める。